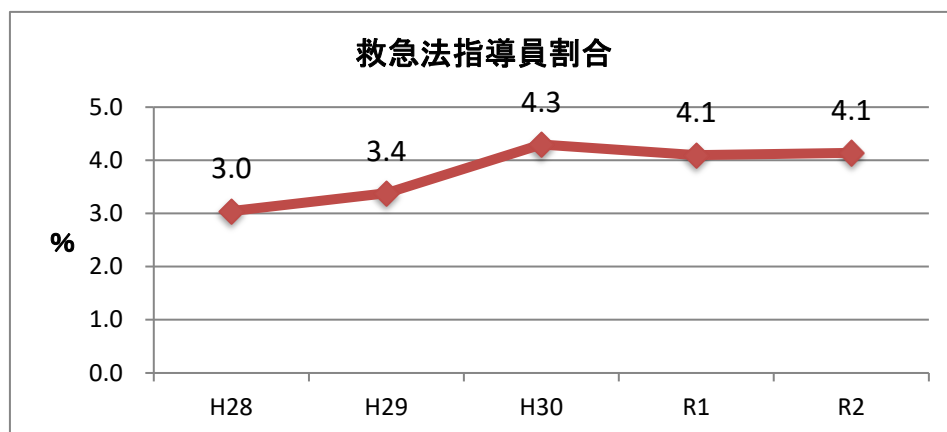


J 日本赤十字社救急法等講習指導員

日本赤十字社救急法等の各種講習は指導員養成講習を受講し、資格を取得した指導員の主体的な活動によって推進されています。指導者の育成は各種講習の普及、赤十字事業の推進のためにも重要な意味をもちます。

26. 救急法指導員の割合：4.1%



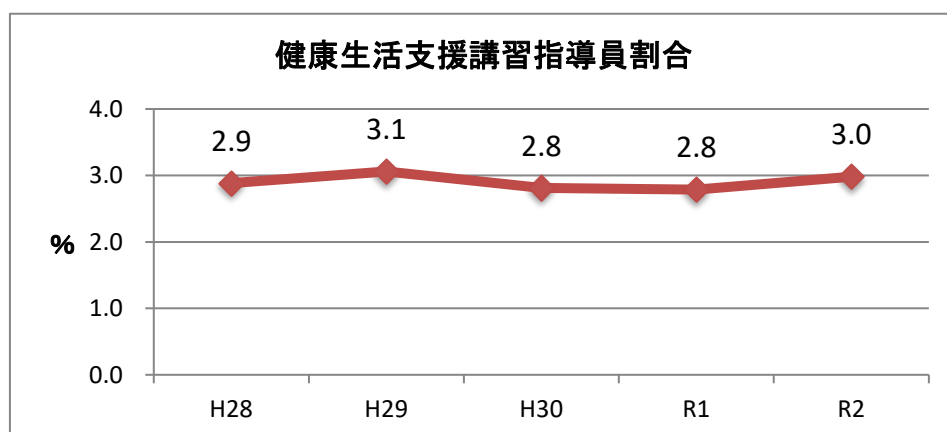
	H28	H29	H30	R1	R2
救急法指導員の割合 (%)	3.0	3.4	4.3	4.1	4.1
救急法指導員 (人数)	19	21	26	25	25
看護職員総数	624	621	605	610	604

分子：救急法指導員数

分母：看護職員総数（看護管理者、嘱託・臨時・パートタイマーを含む）
×100 (%)

※4 平成 27 年度以降は 10 月 1 日時点の人数である。

27. 健康生活支援講習指導員の割合：3.0%



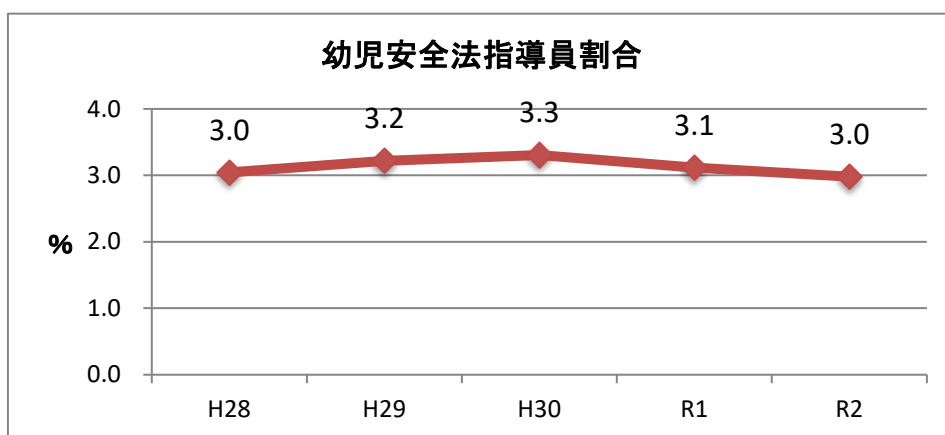
	H28	H29	H30	R1	R2
健康生活支援講習指導員の割合 (%)	2.9	3.1	2.8	2.8	3.0
健康生活支援講習指導員 (人数)	18	19	17	17	18
看護職員総数	624	621	605	610	604

分子：健康生活支援講習指導員数

分母：看護職員総数（看護管理者、嘱託・臨時・パートタイマーを含む）
×100 (%)

※平成 27 年度以降は 10 月 1 日時点の人数である。

28. 幼児安全法指導員の割合：3.0%



	H28	H29	H30	R1	R2
幼児安全法指導員の割合 (%)	3.0	3.2	3.3	3.1	3.0
幼児安全法指導員 (人数)	19	20	20	19	18
看護職員総数	624	621	605	610	604

分子：健康生活支援講習指導員数

分母：看護職員総数（看護管理者、嘱託・臨時・パートタイマーを含む）
×100 (%)

※平成 27 年度以降は 10 月 1 日時点の人数である。